

国土交通省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の二の五第一項第三号ただし書の規定に基づき、昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備で、地震時においても昇降機のかごの昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障がないものの構造方法を次のように定める。

平成十七年 月 日

国土交通大臣 北側 一雄

昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令第二百二十九条の二の五第一項第三号ただし書に規定する昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備で、地震時においても昇降機のかごの昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障がないものの構造方法は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 昇降機に必要な配管設備

ロ 光ファイバー

ハ 光ファイバーケーブル（電気導体を組み込んだものを除く。）

二 地震時においても昇降機のかご又はつり合おもりに触れるおそれのないものであり、かつ、鋼索、電線その他のものの機能に支障が生じない構造のものであること。

三 第一号ロ又はハに掲げるものにあつては、次のイ及びロに適合するものであること。

イ 難燃材料で造り、又は覆うこと。

ロ 昇降機の点検を行う者の見やすい場所に当該配管設備の種類が表示されていること。

附 則

この告示は、建築物の安全性の確保及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）の一部の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。